

㉗ 遺言之事

寛政 3 年 (1791) 8 月 25 日

自らの「死」に臨み、遺言を残すこと
は今も昔も変わりありません。この史料
は甘楽郡下仁田町の名主家に伝わった
江戸時代の遺言状です。この遺言状の特
徴は、相続者に対して、全ての財産を譲
る代わりに、一族の年忌供養を怠らない
よう遺言している点にあります。当時の
人々にとって、子孫が供養してくれること
で得られる死後の世界の安穏が何よりも重
要であったことが窺える大変興味深い史料です。

神戸金貴家文書 P8213 No.1625

(甘楽郡下仁田町本宿)

遺言事
一ふる家臣等并御経石鶯
不^レお^レすそ^レお^レ儀^レ不^レお^レも^レ
あお^レ立^レお^レ年^レ供^レ養^レま^レ
わ^レな^レや^レお^レ年^レ供^レ養^レま^レ
日^レ終^レお^レ年^レ供^レ養^レま^レ
立^レお^レ年^レ供^レ養^レま^レ
宣政三年
支八月廿四
金光

〔27〕 遺言之事

〔釈文〕

遺言之事

一我等家屋敷并畠諸道具等迄
不レ残其元へ相譲申候、然上者、
我等死後年季供養之義ハ
不レ及レ申、お糸年季弔之義も
同様ニ無一懈怠一相勤可レ被レ申候、
頼入候、已上

〔読み下し文〕

遺言の事

一我等家屋敷并びに畠諸道具等迄
残らず其元へ相譲り申し候、然る上は、
我等死後年季供養の義は
申すに及ばず、お糸年季弔いの義も
同様に懈怠けたい無く相勤め申さるべく候、
頼入り候、已上

寛政三年

亥八月廿五日

金右衛門印

主馬吉殿

寛政三年

亥八月廿五日

金右衛門印

主馬吉殿